

グループホーム かしわ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人恵和会が開設する「グループホーム かしわ」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者又は要介護者であって、認知症の状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 3 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 共同生活住居における介護従業者は、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - 5 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 6 事業者自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 他の介護保険サービス事業者及び保健医療や福祉サービス提供者をはじめ、関係市町村、地域住民等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 グループホーム かしわ
- （2）所在地 帯広市西17条南1丁目5番5号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

第1ユニット（1階）

- （1）管理者～常勤1名（第2ユニットの管理者を兼務）

管理者は、介護保険法及び関係法令を遵守するとともに、監督機関の指示に従い、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- （2）計画作成担当者～常勤1名（介護従業者と兼務）

計画作成担当者は、各利用者の心身の状況等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護従業者～8名以上（うち1名は管理者、1名は計画作成担当者を兼務）

介護従業者（介護福祉士、ホームヘルパー1級及び2級、介護等に対する知識、経験を有する者等）は、各利用者に応じたサービスの提供にあたる。尚、夜間、早朝及び深夜の時間帯（午後8時から翌朝午前5時まで）は、夜勤体制として1ユニットにつき1名の介護従事者を配置する。

第2ユニット（2階）

(1) 管理者～常勤1名（第1ユニットの管理者が兼務）

管理者は、介護保険法及び関係法令を遵守するとともに、監督機関の指示に従い、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者（介護支援専門員）～常勤1名（介護従業者と兼務）

計画作成担当者は、各利用者の心身の状況等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護従業者～8名以上（うち1名は計画作成担当者を兼務）

介護従業者（介護福祉士、ホームヘルパー1級及び2級、介護等に対する知識、経験を有する者等）は、各利用者に応じたサービスの提供にあたる。尚、夜間、早朝及び深夜の時間帯（午後8時から翌朝午前5時まで）は、夜勤体制として1ユニットにつき1名の介護従事者を配置する。

（利用定員）

第5条 この事業所の利用定員は、第1ユニット9名、第2ユニット9名の計18名とする。

（事業の内容）

第6条 要支援2又は要介護1～5の介護認定を受けた者であって、認知症の状態にある高齢者等について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条 事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

2 前項に規定するもののほか、以下に掲げる費用については、利用者の利用に応じた額を徴収する。

(1) 居室料…月額45,000円（日割り計算の場合は1日1,500円）

(2) 光熱水費…月額24,000円（日割り計算の場合は1日800円）

(3) 食材料費…月額33,000円（日割り計算の場合は1日1,100円）

(4) 暖房料（11月～4月の期間）…月額5,000円（日割り計算の場合は1日160円）

(5) 理美容代…実費

(6) おむつ代…実費

(7) 日常生活費（外食費や医療費等、利用者の負担が適当であるもの）…実費

(8) 入居保証金…入居時100,000円

3 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

した上で、サービスの提供や支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けるものとする。

（入居にあたっての留意事項）

第8条 入居条件及び利用者の留意事項は、次のとおりとする。

- （１）要支援２又は要介護１～５の介護認定を受けた者を対象とする。
 - （２）原則として、帯広市に住民登録された者を対象とする。
 - （３）主治医の診断に基づき、認知症であると認められた者を対象とする。ただし、著しい精神症状や異常行動がある者、急性期状態にある場合等、共同生活を営むことが困難な者を除く。
 - （４）利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、利用者及び介護従業者相互の親睦に務めるものとする。
 - （５）利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
 - （６）利用者は、健康に留意するものとする。
 - （７）利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- ２ 利用者は、共同生活住居内において次の行為を行ってはならない。
- （１）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - （２）けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - （３）共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - （４）指定した場所以外で火気を用いること。
 - （５）故意に共同生活住居若しくは備品、物品に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと。

（非常災害対策）

第9条 管理者は、消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づく以下の業務を実施する。

- （１）消火、通報、避難等の訓練（年２回）
- （２）消防設備、施設等の点検及び整備
- （３）利用者及び従業者の火気の使用や取り扱いに関する指導、監督
- （４）その他、防火管理上必要な業務

（秘密保持等）

第10条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- ２ 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第11条 管理者は、利用者やその家族等からの相談や苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、自ら若しくは担当責任者を配置し、解決に向けて詳しい事情を聞くとともに、当該従業者や関係者からも事情を聴取する。その結果をもとに、管理者は改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 管理者は、普段から苦情が出ないようなサービスを心掛け、朝礼や会議等により伝達を行う等の措置を講じる。

（運営推進会議）

第12条 事業所の行うサービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議のメンバーは利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね2ヶ月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議においては事業活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な意見や要望、助言等を聴く機会とする。

（損害賠償）

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や保険者に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（その他運営に関する留意事項）

第14条 事業所は、介護従業者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （1）採用時研修～採用後3ヶ月以内
- （2）継続研修 ～2年目以降、年1回以上
- 2 事業所は、事業の提供にあたり、認知症対応型共同生活介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、会計の記録の他、必要な帳簿等を整備、保管するものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、当該事業所の運営に関する事項は、社会医療法人恵和会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待の防止の為の措置に関する事項）

第15条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止の為の指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的（年2回以上）及び新規採用時に実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。

附則

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

令和3年 2月1日 改定。

令和6年 3月5日 改訂。